鳥取県告示第 760 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年9月7日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名 (名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	介護予防サービス 事業を行う事業所 の名称	介護予防サービス 事業を行う事業所 の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
鳥取県生活協	鳥取市岩吉 175	鳥取県生活協同組	鳥取市岩吉 175-	特定介護予防	平成 19 年 8
同組合	-4	合サービス事業部	4	福祉用具販売	月 24 日
理事長 和田					
隆					